

福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

福井県後期高齢者医療広域連合長

東村新一

### 福井県後期高齢者医療広域連合条例第3号

福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部を改正する条例

福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第7条第1項第3号中「派遣元」を「第8条の2第1項又は第3項」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第8条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、6,000円を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。